

財 計 第 4 7 0 7 号
令和 6 年 1 2 月 2 0 日

(各府省大臣官房長等) 殿

財務省主計局長 宇 波 弘 貴
(公 印 省 略)

国家公務員等の旅費に関する法律等の運用方針について

国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 22 号。以下「改正法」という。）による国家公務員等の旅費に関する法律（昭和 25 年法律第 114 号。以下「法」という。）の改正、国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和 6 年政令第 306 号。以下「令」という。）の制定及び国家公務員等の旅費支給規程の一部を改正する省令（令和 6 年財務省令第 70 号）による国家公務員等の旅費支給規程（昭和 25 年大蔵省令第 45 号。以下「規程」という。）の改正に伴い、法、令及び規程の運用方針を下記のとおり定めたので、令和 7 年 4 月 1 日以降の運用に当たっては、下記に従って取り扱われたい。

なお、これに伴い、「国家公務員等の旅費に関する法律の運用方針について」（昭和 27 年 4 月 15 日付蔵計第 922 号。以下「旧運用方針」という。）は廃止する。ただし、改正法附則第 2 条の規定により改正法による改正前の法の規定を適用する場合には、旧運用方針に従って取り扱われたい。

記

法第2条関係

職員が在勤官署の移転に伴い旅行をする必要がある場合には、当該旅行を赴任とみなすことができるものとする。

法第3条関係

第1項

- 1 職員で他の職務の級の者（内閣総理大臣等又は指定職職員等である場合には、当該者をいう。以下同じ。）を兼ねる者が、その兼ねる職務の級の者として旅行した場合には、当該者相当の旅費を支給するものとする。
- 2 職員としての採用を予定されている者がその発令に伴い在勤官署に旅行した場合には、当該者を職員と、当該旅行を赴任とみなすことができるものとする。

法第4条関係

第1項

- 1 各庁の長は、旅行命令等を発する権限を委任する場合には、国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第3条第2項に規定する委員会及び庁、第7条第1項に規定する内部部局、第8条から第8条の3までに規定する機関並びに第9条に規定する地方支分部局又はこれらに準ずるものの長のうちから行うものとする。
- 2 旅行命令等を発する権限の委任を受けた者は、その事務の円滑な実施を図るために必要があると認めるときは、あらかじめ各庁の長の承認を得て、更にこれを再委任することができる。
- 3 各庁の長は、2の承認をするに当たっては、法第4条第2項に規定する旅行命令等を発する要件について適切に判断できる者であることを確認の上これを行うものとする。
- 4 各庁の長又は旅行命令等を発する権限の委任を受けた者は、旅行命令等を発する権限を委任し又は再委任した場合には、当該委任又は再委任を受けた者の官職を、支出負担行為認証

官、支出負担行為担当官及び支出官等に通知するものとする。

- 5 各庁の長又は旅行命令等を発する権限の委任を受けた者は、旅行命令等を発する権限の委任又は再委任を受けた者に事故がある場合には、臨時に他の職員をして、その事務を行わせることができるものとする。

第2項

「電信、電話、郵便等の通信による連絡手段」には、オンライン会議等を含むものとする。

第2項及び第3項

旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又はその変更をする場合には、旅行が法第6条その他旅費の計算に関する規定の趣旨に合致して行われるように留意するものとする。

第4項及び第5項

- 1 旅行命令権者は、旅行命令簿等に規程第6条第1項から第3項までに定める事項を記載又は記録することなく旅行命令等を発し、又はその変更をした場合には、原則として、発令の日の翌日までに旅行命令簿等に当該事項を記載又は記録しなければならないものとする。
- 2 1の場合において、旅行命令簿等に1に規定する事項を記載又は記録しないうちに旅行命令等の変更をしたときには、当該変更をした旅行命令等に基づいて当該事項を記載又は記録すれば足り、規程第6条第4項の規定を除くほか、変更前の旅行命令等に基づく当該事項は記載又は記録しないことができるものとする。

法第6条関係

「最も経済的な通常の経路及び方法」とは、通常の経路（鉄道、船舶、航空機等の交通手段のうち一般に利用されている経路）及び方法（往復切符、通し切符等を含む。）のうち、一の旅行区間における最も安価なものに限らず、旅行における公務の内容及び日程、当該旅行に係る旅費の総額、旅行者の移動に係る時間コスト等を踏まえて旅行命令権者が適当と判断したものをいう。

法第8条関係

第1項

- 1 「この法律又は旅費に関する他の法律の規定による旅費を支給した場合には不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合」とは、法の規定どおりの旅費を支給することが法の趣旨に照らして適当でない場合をいう。
- 2 次の(1)及び(2)に規定する場合において、各庁の長は、当該(1)及び(2)に規定する旅費の調整を行うものとする。
 - (1) 職員の職務の級（職員が内閣総理大臣等又は指定職職員等である場合には、その官職）が遡って変更された場合において、当該職員が既に行った旅行について旅費の増減を行うことが適当でないと認められるときには、その変更に伴う旅費の額の増減は、これを行わないものとする。
 - (2) 旅行者が公用の宿泊施設、食堂施設等を無料で利用して旅行したため規程別表第3で定める宿泊手当の定額を支給することが適当でない場合には、当該額の一部又は全部を支給しないものとする。

法第11条関係

実地監査は、オンライン会議等の電信、電話、郵便等の通信による連絡手段を利用する方法によっても、法の執行状況等を十分把握することができ、かつ、相手方との見解及び認識の齟齬が生じないと判断した場合には、当該方法により行うことができるものとする。

令第5条関係

第1項

- 1 第1号から第5号までに掲げる費用は、鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第16条の規定に基づいて鉄道運送事業者が国土交通大臣の認可又は同大臣への届出により定める運賃又

は料金のうち、運賃、急行料金、寝台料金、座席指定料金及び特別車両料金並びに軌道法（大正 10 年法律第 76 号）第 11 条の規定に基づいて軌道経営者が同大臣の認可により定める運賃又は料金のうち、運賃、急行料金、寝台料金、座席指定料金及び特別車両料金並びにこれらに類するものをいう。

- 2 第 1 号に掲げる運賃には、鉄道事業法施行規則（昭和 62 年運輸省令第 6 号）第 34 条第 1 項第 4 号に掲げる料金を含むものとする。

令第 6 条関係

第 1 項

第 1 号から第 4 号に掲げる費用は、海上運送法（昭和 24 年法律第 187 号）第 7 条（同法第 21 条の 5 の規定により準用する場合を含む。）の規定に基づいて一般旅客定期航路事業者及び旅客不定期航路事業者がそれぞれ国土交通大臣の認可又は同大臣への届出により定める運賃又は料金のうち、運賃、寝台料金、座席指定料金及び特別船室料金並びにこれらに類するものをいう。

令第 7 条関係

第 1 項

- 1 第 1 号及び第 2 号に掲げる費用は、航空法（昭和 27 年法律第 231 号）第 105 条又は第 129 条の 2 の規定に基づいて本邦航空運送事業者及び外国人国際航空運送事業者がそれぞれ国土交通大臣の認可又は同大臣への届出により定める運賃又は料金のうち、運賃及び座席指定料金並びにこれらに類するものをいう。
- 2 第 1 号に掲げる運賃には、次に掲げる費用を含むものとする。
 - (1) 航空法第 105 条又は第 129 条の 2 の規定に基づいて、本邦航空運送事業者及び外国人国際航空運送事業者がそれぞれ国土交通大臣の認可又は同大臣への届出により定める料金のうち、航空保険特別料金及びこれに類するもの

- (2) 旅客取扱施設利用料（空港法（昭和 31 年法律第 80 号）第 16 条第 3 項（同法附則第 5 条第 1 項及び関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律（平成 23 年法律第 54 号）第 32 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定により空港法に定める指定空港機能施設事業者等が国土交通大臣に届け出て徴収するもの）及び旅客保安サービス料（指定空港機能施設事業者、成田国際空港株式会社、中部国際空港株式会社、関西エアポート株式会社等が徴収するもの）並びにこれらに類するもの
 - (3) 地方公共団体が管理する空港における(2)に相当する費用
 - (4) 外国における(1)及び(2)に相当する費用
- 3 赴任の際第 3 号に掲げる費用として超過手荷物に係る料金を支給する場合には、当該超過手荷物について、次に掲げる個数、重量及び大きさを上限とする。
- (1) 個数 5 個（無料手荷物許容量を含む。）
 - (2) 重量 1 個当たり 32kg
 - (3) 大きさ 無料手荷物許容量として定められた大きさ

第 2 項

- 1 運賃の額の上限について、合理的に見積もった当該運賃と比較して、その上位の級の運賃によることが旅行に係る旅費の総額を勘案し経済的と認められる場合であって、旅行命令権者が適当と認めるときは、当該上位の級の運賃を支給できるものとする。
- 2 運賃の額の上限について、第 1 号から第 3 号までに掲げる場合であって、第 1 号から第 3 号までに規定する内閣総理大臣等に相当する者の代理（発令行為を伴うものに限る。）として公務のため旅行するときは、旅行者を当該相当する者とみなすことができるものとする。

令第 14 条関係

第 1 項

- 1 家族に小児運賃等が適用される者が含まれる場合であって、

当該者に係る家族移転費の額を職員に相当する額とすることが適当でないと旅行命令権者が判断したときは、家族移転費の額は、当該小児運賃等により算定するものとする。

- 2 家族移転費のうち子に係る航空賃を算定する場合には、令第7条関係第1項3(1)に掲げる個数は、3個とする。

令第16条関係

遺族が死亡手当の支給を受ける順位は、規程第20条第2項で定める順位に準じて決定するものとする。

規程第13条関係

第2項

- 1 「国際会議」とは、多国間の会議、フォーラム、二国間協議等の本来的な意味での国際会議をいう。
- 2 「主催者」とは、政府、各府省等が所管する法人又は地方公共団体であって、当該国際会議の開催に係る主要な主体となっているものをいう。
- 3 「宿泊施設の指定」とは、当該国際会議の参加に適した宿泊施設が選定されている場合において、旅行者が当該宿泊施設に宿泊しなければならないことをいう。
- 4 「公務の円滑な運営上支障のない範囲及び条件」とは、次に掲げる範囲又は条件（以下「範囲等」という。）のうち、旅行命令権者が公務の円滑な運営上必要と認めるものをいう。
 - (1) 用務先まで、最も適当な移動手段による所要時間がおおむね30分以内であること。ただし、公務の性質及び内容並びに旅行における特別の事情を勘案し、旅行命令権者がやむを得ないと認める場合には、用務先までの適当な所要時間の範囲内とすることができる。
 - (2) 複数の旅行者が同一の宿泊施設に宿泊する必要がある場合には、当該旅行者分の部屋数の確保が可能であること。
 - (3) 旅行を中止する、変更する可能性がある場合には、予約の取消し又は変更が可能な期間が設定されているプランであ

ること。

- (4) 施設内に執務可能な事務机、無線 LAN (Wi-Fi) 等の公務の円滑な運営上必要な設備が整えられていること。
- (5) 各部屋に施錠設備が設置されている、24 時間体制で防犯対策が行われている等の安全性が確保されている施設であること。

第3項

- 1 「国際会議」とは、多国間の会議、フォーラム、二国間協議等の本来的な意味での国際会議をいい、「これに準ずるもの」とは、会議の名称にかかわらず、各大臣等が外国政府高官等と会談し意見交換を行うもの及び各種式典を含むものとする。
- 2 「主催者」とは、外国政府、国際機関、外国地方公共団体その他外国公法人又はその関係団体であって、当該国際会議の開催に係る主要な主体となっているものをいう。
- 3 「宿泊施設の指定」には、当該国際会議の参加に適した宿泊施設が選定されている場合であって旅行者が当該宿泊施設に宿泊しなければならないときのほか、会場周辺に適当な宿泊施設がない場合、他国の参加者の多くが当該宿泊施設を利用する場合であって当該宿泊施設において他国と打合せをする必要があるとき、当該宿泊施設において主催者の求めによる用務がある場合その他事実上当該宿泊施設に宿泊しなければ公務の運営上支障を来たす場合を含むものとする。
- 4 「同行する者」には、各大臣等と同一の日程で行動する者のほか、各大臣等の外国旅行に係る用務に必要と認められる期間において、各大臣等からの要請に基づき即時に打合せ等の対応を行わなければならない者を含むものとする。
- 5 「同一の宿泊施設」には、やむを得ない事情により各大臣等と異なる近隣の宿泊施設を利用した場合における当該宿泊施設を含むものとする。
- 6 「公務の円滑な運営上支障のない範囲及び条件」とは、次に掲げる範囲等のうち、旅行命令権者が公務の円滑な運営上必要と認めるものをいう。

- (1) 用務先まで、最も適当な移動手段による所要時間がおおむね 30 分以内であること。ただし、公務の性質及び内容並びに当該旅行における特別の事情を勘案し、旅行命令権者がやむを得ないと認める場合には、用務先までの適当な所要時間の範囲内とすることができる。
- (2) 複数の旅行者が同一の宿泊施設で宿泊する必要がある場合には、当該旅行者分の部屋数の確保が可能であること。
- (3) 旅行を中止する、又は変更する可能性がある場合には、予約の取消し又は変更が可能な期間が設定されているプランであること。
- (4) 施設内に執務可能な事務机、無線 LAN (Wi-Fi) 等の公務の円滑な運営上必要な設備が整えられていること。
- (5) 各部屋に施錠設備が設置されている、24 時間体制で防犯対策が行われている等の安全性が確保されている施設であること。
- (6) 周辺地域における治安情勢を考慮し、旅行者の安全に配慮した立地にあること。
- (7) 危険地域（外務省による危険情報がレベル 2 以上の地域）においては、(5)の防犯対策に加えて、旅行者の安全を確保するうえで必要な設備、対策等が講じられていること。

第 2 項及び第 3 項

- 1 「検索」とは、複数の宿泊施設検索サイト、メタサーチサイト又は他社商品も含めて範囲等に従った宿泊施設を提供できる旅行代理店を利用して検索することをいう。
- 2 「最も安価な宿泊施設」とは、宿泊料金及び用務先と宿泊施設との間の移動に係る交通費を勘案し、予約時点で最も安価な宿泊施設、ルームタイプ及び料金体系であるものをいう。

規程第 15 条関係

第 2 項

主計局長が定めるものは、次に掲げる費用とする。

- 1 法及び令の規定により他の種目として支給を受ける費用

2 多くの民間企業において支給を制限している次に掲げる費用

- (1) ピアノ、美術品、骨董品、ペット、庭石、植木等の個人的な嗜好の強いものを運送する際の追加費用
- (2) 自家用自動車、自動二輪車等を運送する際の追加費用。ただし、離島、へき地等への異動に際し自家用自動車、自動二輪車等を運送しなければ公務の運営上支障を来すと各庁の長が認める場合には、支給の対象とすることができる。
- (3) 荷造り及び荷解きに係る追加費用（いわゆるおまかせプラン等を利用したことによる追加費用であり、追加の作業員に係る補助車両費を含む。）。ただし、次に掲げる費用は、支給の対象とすることができる。

ア 身体上の理由等により自力での荷造り及び荷解きができないと各庁の長が認めた場合には、当該荷造り及び荷解きに係る追加費用

イ 外国旅行において、パッキングリストの作成、荷物の梱包その他運送業者が通関等の義務的な手続を行うために必要な作業に要する費用

- (4) 工事、設置等に係る追加費用。ただし、空調設備、暖房器具、ガス器具及び洗濯機の外し及び取付け工事費用並びに取付けに必須の付帯工事費用については、支給の対象とする。

3 家具、家電等の生活用品を購入した費用等の旅費に馴染まない次に掲げる費用

- (1) 家具、家電等の購入費及び賃料
- (2) 宿舍等の修繕費（ハウスクリーニング料金等の原状回復費用を含む。）
- (3) 家電リサイクルに係る費用
- (4) 不用品、不要品及び粗大ごみの回収、処理及び処分に係る費用
- (5) 荷物を一時保管する場合の追加費用。ただし、宿舍を退去しなければならない日又は着任日から宿舍への入居が可能

となる日までの最低限の期間に生じた一時保管に要する費用については、支給の対象とする。

- (6) 敷金、礼金、仲介手数料等の民間賃貸住宅等への入居に要する初期費用
- (7) 新居住地の下見に要する費用
- (8) 友人等の転居の補助を行った者への謝礼等
- (9) 家族の転園、転学等に要する費用
- (10) 官公庁への諸手続に要する費用

規程第 17 条関係

第 6 号に規定する主計局長が定める費用は、各庁の長が財務大臣に協議して定める費用とする。

規程第 20 条関係

第 1 項

「死亡地」には、死亡した地のほか、遺体のある地を含むものとする。